

「芦田川流域治水協議会」 設立趣旨

令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となつて行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害被害を軽減させる流域治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要である。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとした。

芦田川水系においても、流域全体で水害被害を軽減させる流域治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とした「芦田川流域治水協議会」を設立する。

芦田川流域治水協議会 規約

第 1 条 名 称

本協議会は、「芦田川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第 2 条 目 的

本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、芦田川流域全体で水害被害を軽減させる流域治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一. 芦田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四. その他、流域治水に関して必要な事項

第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とする。

第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 10 条 附 則

本規約は、令和 2 年 7 月 3 1 日から施行する。

別表 1（委員）

福山市長 府中市長 世羅町長 広島県東部建設事務所長 広島県東部建設事務所三原支所長 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長 国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所長

別表 2（幹事）

福山市総務局総務部参与 福山市建設局参与 福山市建設局建設管理部建設政策課長 福山市建設局都市部都市計画課長 福山市建設局土木部港湾河川課長 福山市上下水道局工務部上下水道計画課長 府中市危機管理監 府中市建設部土木課長 府中市建設部都市デザイン課長 府中市建設部上水下水道課長 世羅町建設課長 広島県東部建設事務所 次長 広島県東部建設事務所三原支所 次長 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所副所長 国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所専門官
--